

平成19年6月4日

【 協働アイデア提案会 】

Q1-1 協働アイデア提案会は、どのような目的で企画されているのですか。

A1-1 NPOには、柔軟性や先駆性など行政にはない特性をもつ多様な団体があります。活動の内容によっては、行政を協働のパートナーとして実施すると、より一層効果が期待できる事業が少なくありません。NPOが行政に直接、事業提案をしているケースも多くみられますが、「一対一」での対応では、客観的な対話が難しいケースもあるようです。協働アイデア提案会は、公開の場において、まず、協働アイデアの提案や意見交換をすることで、NPOと市町村が協働のきっかけをつくることを目的としています。

Q1-2 協働アイデア提案会ではプレゼンテーションをするようですが、内容を審査したり、よい提案には賞金が出たりしますか。

A1-2 協働アイデア提案会は、NPOからの提案や意見交換をしながら、「協働」することについてNPOと市町村の理解を深めるために実施するものです。将来的に、実際の事業に結びつけていくことが目的ですので、順位をつけることなどはありません。

【 協働アイデアの内容 】

Q2-1 提案する協働アイデアについて、何か制約はありますか。

A2-1 NPO法人の場合は定款に定める事業に沿う内容、任意団体の場合は営利等を目的としない内容であれば、特に制約はありません。

Q2-2 特定の市町村を対象として協働アイデアを提案してもよいのですか。

A2-2 可能です。実際に活動している市町村のほか、近隣市町村や、特に市町村名を特定しない提案などが考えられます。

Q2-3 協働したい相手を特定した場合、その市町村の担当者は、必ず参加するのですか。

A2-3 各市町村の事業担当者に参加いただけるように、県から依頼します。

【 協働アイデアの事業化 】

Q 3-1 協働アイデアを提案した後、どのように事業化されるのですか。

A 3-1 まず、提案の内容を踏まえて、NPOと市町村職員が意見交換を行いながら、情報共有と相互理解を進めていくことが大切です。双方の目的や目標が共有できた段階で、役割分担を決め、具体的な事業として決定していくことになります。事業として実施するために、市町村において必要な経費がある場合は、市町村が予算要求の手続きを行うことになります。

Q 3-2 NPOと市町村が協働事業を実施するための経費について、県が市町村を支援する制度はありますか。

A 3-2 県が、NPOと市町村との協働事業を直接的に支援する制度はありません。ただし、NPOなどの地域資源や市町村の強みを生かした地域づくりを支援するための市町村向けの制度として、埼玉県ふるさと創造資金による「地域づくり提案事業」があります。